

第四十八回
会

参議院 地方行政委員会 會議録 第四号

昭和四十年二月九日(火曜日)
午前十時二十分開会

出席者は左のとおり

委員長
理事

天坊 裕彦君

石谷 憲男君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

高野 一夫君

鍋島 直紹君

山本 利壽君

加瀬 完君

鈴木 壽君

松本 賢一君

吉武 恵市君

江口 俊男君

大津 英男君

佐久間 暲君

鈴木 武君

常任委員会専門員

鈴木 武君

警察庁長官

警察庁保安局長

自治省行政局長

事務局長

常任委員会専門員

鈴木 武君

吉武 恵市君

江口 俊男君

大津 英男君

佐久間 暲君

鈴木 武君

常任委員会専門員

鈴木 武君

警察庁長官

警察庁保安局長

自治省行政局長

事務局長

常任委員会専門員

鈴木 武君

吉武 恵市君

○国務大臣(吉武恵市君) ただいま議題となりまして市町村の合併の特例に関する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

市町村がその事務を能率的に処理し、住民の福祉を増進するため、その規模の適正化をはかることは、地方自治を確立する上において最も重要な事項であります。

政府におきましては、昭和二十八年に制定された町村合併促進法の趣旨を体し、全国的な計画を立てて町村の合併を推進し、ほぼその計画どおり合併の実現を見ましたことは御承知のとおりであります。町村合併促進法が失効した後は、新市町村建設促進法により新市町村の育成をはかってまいりましたが、現在におきましてもなお引き続き、新市町村の内容の充実とその基盤の安定に努力することが肝要であると存じます。

しかしながら、近年における社会的経済的諸条件の急激な変化及び地域開発に関する諸施策の進展に伴いまして、新たに市町村の合併を必要とする事情の生じた地域もあらわれますので、それらの事情に対処するため、昭和三十一年に市町村の合併に関する法律が制定され、また、新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域整備促進法におきましても、それぞれ指定地域内の市町村の合併について関係法律の特例が規定されたのであります。最近に至りまして、市町村行政の広域化の要請はさらに高まり、これらの法律が適用されない場合におきましても、地域によっては市町村の合併が要望され、その合併が適当であると思われるものが多く出てまいりましたのであります。

このような事情にかんがみまして、市町村がそれぞれの地域の特性に応じ、自主的に合併をしようとする場合に、その実現を円滑ならしめるた

め、広く市町村の合併一般について所要の特例措置を講じておくことが必要であると考えられるに至つたのであります。これが、この法律案を提案する理由であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、この法律は、政令指定都市以外の市町村におけるすべての合併に適用することとしたのであります。

第二は、市町村の合併に関し、町村合併促進法、市の合併の特例に関する法律、新産業都市建設促進法等においてとられたものとほぼ同様の関係法律の特例措置を講ずることとしたのであります。

特例措置の第一は、市町村の議会の議員の任期及び定数の特例でありまして、おおむね市の合併の特例に関する法律等と同様であります。ただ、新設合併の場合に、関係市町村の議会の議員が引き続き在任することのできる期間を一年以内とし、また、編入合併の場合に、編入される区域において増員選挙を行なうときには、編入をする区域と編入される区域との人口の比率に応じて議員が選出されることとなるようにいたしました。

次に、農業委員会の委員の任期及び定数、職員の身分取り扱い、地方税の不均一課税、地方交付税の算定がえ、災害復旧事業費の国庫負担、都道府県議会の議員の選挙区、衆議院議員の選挙区については、市の合併の特例に関する法律等と同様の特例措置を講ずることとしたのであります。

第三は、合併をしようとする市町村は、合併協議会を置くものとし、この協議会において市町村建設計画の作成及び合併に関する協議を行なわせることとしたのであります。

第四は、国、都道府県及び公共的団体は、合併

市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるようにつとめなければならないこと及び合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、その統合整備をはかるようにつとめなければならないこととしたのであります。

第五は、この法律の制定に伴い、町村合併促進法、新市町村建設促進法及び市の合併の特例に関する法律は廃止し、新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域整備促進法中の合併の特例措置に関する規定は削除してこの法律に吸収することとするほか、関係法律について規定の整理をいたしますとともに所要の経過措置を講ずることとしたのであります。

なお、この法律の有効期間は、その特例法たる性格にかんがみ、十年間とすることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由並びに内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(天坊裕彦君) 本案についての質疑は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(天坊裕彦君) 次に、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言をお願いします。

○松本賢一君 ちよっとお尋ねしてみたいと思うのですが、第十四条の骨とう品の、従来登録の対象であったものというものは火なわ銃ですか。従来火なわ銃だけが登録の対象になって、ほかのものはどういふふうに取り扱われておったわけですか。

○政府委員(大津英男君) 十四条におきまして登録の対象になっておりましたのは「美術品若しく

は骨とう品として価値のある火なわ式銃砲」ということになっておりまして、火なわ式でない銃砲は登録の対象にならない。したがって、これは所持することができないということになります。ために、博物館等にこれを観覧のために出すというような措置を講ずるようなことにしておるという以外に方法がなかったと、こういうことでございいます。

○松本賢一君 そうすると、いままで持っておる人は、やみで持っているということになるわけですね。そうすると、今度登録するときは、いままでおまえはやみで持っておったじゃないか、いままでこういう罰則があるぞといったようなことになりはしませんか。

○政府委員(大津英男君) この法律によりまして、いままでそういうものを博物館等に預けておったものが、自分の所持として持つことができるようになるというところが一つ、それからいままで気がつかずにおった人たちは、銃砲刀剣類を発見をしたという意味で発見の届け出を警察署長にするとしようということをして、それからこれを登録してもらうという方法が許されるわけでございます。

○松本賢一君 ちょっとよく聞き取れなかったのですが、かりに私なら私が実は持っておると、それをいままで登録の対象にならぬから黙って持っていた、今度登録の対象になったから表に出そうといったようなことが事実上はなかなかやりにくいんじゃないですか。

○政府委員(大津英男君) この法律の第二十三条におきまして、「銃砲又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、すみやかにその旨をよりの警察署に届け出なければならぬ」という規定がございまして、いままでもずいぶん親代々あったのだけれども、自分の家の倉庫に眠っておってよくわからなかったというように、届け出てまいりまする刀剣類も相当あるのでございます。そういうような実情からいたしまして、いままで自分のところを持っておったものが発見せられたとい

うことで届け出をいたしました場合におきましては、これを合法的に処理し得るもののルートに乗せることができるように、処罰をしないでやっていく、こういうことをいたしておりますので、二十三条を活用しているというようにございいます。

○松本賢一君 そうすると、これはわれわれ常識で考えて、骨とう品であつてとても使ひものにはならないことはわかり切っている、そういうものをやっぱり武器として登録をするといったようなことがどうして必要なんですか。

○政府委員(大津英男君) いままでこういうもので、場合によつては府県の文化財保護委員会の委任を受けた教育委員会に、そういうものの鑑定を望んで出たという場合におきまして、これはそういうものに該当しないんだということを取り上げられてしまうというようにございまして、火なわ式ではございませぬけれども、管打式とかあるいは火打石式、古式とかいう相当美術的あるいは骨とう品の価値のあるものが、個人の手から離れてしまふというように、いかにも美術品としての活用からも惜しいということでは、まあ文化財としての意義をこの面について、まあ認めていくことが必要じゃないかという、こういう文化財保護委員会との打ち合わせの結果、こういう規定を設けることにいたしましたわけでございます。こういうものが、全然値打ちがないものとして眠らせておくには惜しいようなものが相当あるのではないかと、こういう意味でございいます。

○松本賢一君 ちょっと何か聞き違えがあるようですが、私の聞きたいのは、もうそういういたものが文化財として価値があるとかないとかという問題はこれは別問題として、武器として全然価値のないものであるということがわかり切っているのだから、それを武器と同じように扱っているということがあるのかいというではないか。むしろ、あまり縛り過ぎるのではないかと、むしろ、あまのり過ぎるのではないかと、その点はどうか。

○政府委員(大津英男君) 御質問の趣旨をちょっと取り違えておったかもしれないけれども、要するに、こういう火なわ式にいたしましたも、やはりこの法律によりまして「金属性弾丸を発射する機能」があるということになりますれば、「銃砲」の定義の中に該当してまいりますので、やはりそういう措置を法的に講じていく必要があるというところでございいます。

○加瀬完君 ちょっと関連して。で、それを取り締まらなければならぬような実害というものが、結局現状において多いのですか。火なわ銃で人を撃ったとか、そんなような例が多いのですか。

○政府委員(大津英男君) いままでそういう実害がございませぬ。ほとんどございませぬ。

○加瀬完君 文化財の対象で扱ふべきものを、被害もないのに、ことさらに何もこの銃砲刀剣の取り締まりの対象に、そのワクの中に入れる必要はないじゃないか。取り締まりというものは、なるだけ簡単なほうがいいので、取り締まらなくていいものまで取り締まるということは繁雑になるだけじゃないですか、事務的にいって。

○政府委員(大津英男君) お話のような点も確かにあると思うのでございまして、いまのように銃砲が発達しておりますれば、こういうものを使用するということはおそらくあり得ないくらいのことではございませぬけれども、やはりいざという場合に、こういうものを使おうと思えば使えるのだという意味におきましては「金属性の弾丸を発射する」という意味におきまして、危険物としての扱いをしなければならぬというところは、やはりこの法律のたてまえでありますし、そうしなければならぬ。ただ、全然そういう機能がないものであるということではございませぬ、取り締まりの必要は全然ないのでございませぬ、いま申し上げましたようなものに該当する以上は、やはりこの法律におきまして登録しますれば不法所持にはならないということではございませぬので、そういう登録の対象として文化財として認めていくと

いうことにするのが当然のことではないか、こういうことでございいます。

○加瀬完君 関連ですからこれで終わりますけれども、銃砲であろうが刀剣であろうが、これは自由に持てるということがたてまえです。よね。しかし、公益に弊害を伴うという問題がありますから、これを取り締まらなければならぬというところが初めて浮かんでくるわけですから、法律的には、取り締まらなければ犯罪の要素になるというように、なことは初めからなくて、取り締まらなかつたって犯罪のこれは要素にはならないという現実からいっても、そういう実例がないし、また経過からいってもそういうおそれがないというもので、銃砲刀剣取り締まりを一応きびしくしてこま幅を伸ばそうというふうな考え方なら、私も賛成するわけにはいきませぬ。しかし、これは関連質問ですから、あとで私のときにゆくりやりますから、お答えはいただかなくてもけっこうです。あとで質問します。

○松本賢一君 私いま加瀬さんがおっしゃったような考え方を持っておるのですが、ああいう骨とう品みたいなものの取り締まりというものは、戦前からおそろしく法律はあったらと思うのですけれども、またあの情性みたいなもので、それを廃止することにはまた問題もあるうし、いったいどうなことで、やっぱ取り締まりの対象にしていくというふうなことは、いかんかというふうな気がするのですが、とにかく新しく法律案をつくらうというときには、そういうものは、この法律の銃砲刀剣類といった武器としての取り扱いというところと、どうにか当然なるのじゃないかと思うのですが、どうですか、その辺、情性でやるのじゃないですか。

○政府委員(大津英男君) 現在の法の取り扱いが、先ほど申し上げましたようなことで扱っておるわけではございませぬが、火なわ式銃砲というものは、現在の銃砲が非常に進んでおります時代から見ますれば、これ自身も犯罪の用に現在供されているというふうなことは実例として出ておらな

するということですが、倉の中にあって本人自身が相続をして、財産を相続したのだけれども、そういうものがあるのを知らなかったということでは、直ちにこの二十日ということが働いてこないということでは、本人がそういうものがあることを発見をして、それからこの手続に移るということになるわけでは、事実上本人が気がついて、そのものについての支配をし得る状態になったときからでよいということでは、

○林虎雄君 ほかの場合と違って、そういう相続の手続が、銃砲として使用価値があるかないかは別問題ですけれども、まあ古道具として倉の隅にはかものと一緒に積んであって、あるかないか忘れておつたと、届け出が二十日経過してしまつたというときに、まあ譲り受けたという場合には、それを何らかの目的というか、まあ保管にしても、ほかの相続の場合と多少目的というか、考え方が違ふと思うんですね。ですから二十日以上経過して罰則に触れるということになることは、少し行き過ぎではないかと思うのですが、事実上問題としてよくわかりませんけれども、どうですかね、従来は「すみやか」ということになつておりましたが、従来の「すみやか」ということは、実際取り締まりの上にとの程度にやられておつたんでしょうか。

○政府委員(大津英男君) 十七条の、いままで「相続し」とごさいましたが、今度はもう少しはっきりさせたいという意味で「相続により取得し」というので、ただ相続をしたという、まあそういう抽象的な所有状態ということではなくして、そういうものを「取得し」それを事実上支配するということがはつきりしてきたという時を時点としてとらえて、その時を日時の計算の始期として始めていくようにしていきたい、こういう意味で「相続により取得し」ということに改めて、いままでそういうのはつきりしなかつた点をもっと明示をしていくということにいたしておるわけでは、

同時に、いままで「すみやか」といいまする場合は、どちらかと申しますと一般的には二十日よりはもっと短いぐらいに私もは考えておつたわけでは、いままで、どうも法令上は必ずしもはつきりしておらないというような事情もございまして、今回、文化財保護法の、他の文化財の移転の場合も二十日というところもございまして、そういうものとの関係も考慮いたしまして二十日以内ということに改めた次第では、

○林虎雄君 とにかく取り締まり、登録の対象に火なわ銃以下骨とう品の価値しないものを、銃砲刀剣類の登録として登録させること自体に、先ほど来ほかの委員からも言われましたように問題があろうと思いますが、まあそれはまた他の方々も質問されるようでありますから留保いたしておきたいと思ひます。

○委員(長(天坊裕彦君) ちよつと速記をやめて。(速記中止)

○委員(長(天坊裕彦君) 速記をつけて。

○加瀬完君 前の委員会ですでに他の方から御質問が出ておりましたら、はなはだ恐縮でございしますが、二、三私も質問に入る前に、この御説明の中で、もう少し御説明いただきたい点がございまして、その中で、この銃砲刀剣類所持取締法を今度は銃砲刀剣類所持取締法というように名前を変えたわけですね。その銃砲刀剣類所持等というの、その「等」はどういうことですか。

○政府委員(大津英男君) この法律におきまして、今度の改正では輸入の禁止ということを明文上うたつたわけでは、

ないということから、所持等取締法ということに題名を改めるといふことにいたしましたわけでは、

○加瀬完君 そうすると、いままでも拳銃等の輸入は禁止をされておつたでしょう。それからいわゆる密輸入といふもの、密輸入によつていろいろ問題を起しておられますような、いわゆる密輸入拳銃といふもの、それらの密入状況といふものは、最近どうなつておられますか。

○政府委員(大津英男君) いままでは輸入そのものを禁止するといふ事項がなかつたのでございしますが、ただ、現実にはこの法律におきまして所持の禁止といふことにかかつてまいりましたために、実際上は輸入をしないといふようなことであつたわけでは、

その状況を申し上げますと、密輸入の状況は、昨年の上半期一月から六月までにおきまして検査いたしました件数が四十三件、押収いたしました密輸入拳銃が二百六十五丁、またその密輸入に使用いたしましたものが船舶、航空機、船舶によつてまいりましたものが十八、航空機の関係が二、この航空機はエール・フランスのものでござい

入は禁止をされておつたのでございしますが、現実にはこの法律におきまして所持の禁止といふことにかかつてまいりましたために、実際上は輸入をしないといふようなことであつたわけでは、

実体を突きとめるということもいたしておるわけでは、

○加瀬完君 いままでも何も輸入行為を禁止するといふ事項がなかつたので輸入行為は禁止しなればならないことなんでしょう、現行法だつて。正規のルートで来ないものは、当然これは取り締まらなければならぬことでは、

その需要の根源といふものを追つて究明をしなればほんとうの対策にならないのじゃないかという点。その問題が一つ、それからこの三十九年の上半期だけで二百六十五丁も没収しておるんですね、件数にしても四十三件。ところが三十七年

○政府委員(大津英男君) 輸入そのものをいままでも不法所持の点で取り締まられたではないかという点でございしますが、確かにそういう面はあつたわけでは、

いうことで、また、不法所持にまだならない以前に、密輸そのものを罰していく、その未遂罪を罰していく。あるいはさらにそれを不法所持しておいた場合には併合罪にまでしていくということ、重い罰則をもってこれに臨んでいくという基本的な姿勢をとる必要があると考えまして、今度のような密輸そのものに対する輸入罪を設けていく、こういう態度をとったのが一つでございます。

それから需要があるから輸入されるのであって、輸入されるから需要が起こるのじゃないやないかというようにございしますが、確かにこういう拳銃がわが国に入ってくるということは、拳銃の需要があるから入ってくるということになると思うのでございします。その輸入の需要の大部分というものが、いままでの取り締まりの実態を見てまいりますと、やはり暴力団関係のものに相当回っております。そういうことから申しまして、暴力団の武装化を促進しておるといような実態も見られるのでございまして、こういう需要をまず断っていくことのために、暴力団の取り締まりそのものを強化していかなければならない。これは長官がこの前の委員会の際にもお話し申し上げましたように、徹底した取り締まりを今後におきまして継続して、そういう需要そのものも断っていくということが必要であります。同時に、こういうものを輸入して持つてくるものがあるから買いたいというようにあるものがあるのでございします。そういう面の輸入そのものを罰していくという方法もあわせてとっていかなければならぬ、こういうふうな考えておるわけでございます。

それから、昨年から非常に件数が出ておって、その前は検挙件数がわりになかったということは一、二体というところなんでしょうかということでございます。これは、私も拳銃の取り締まりにつきましましては、従来からも非常に努力をいたしておったのでございまして、決してそういうものの密輸入の取り締まりをおろそかにしておったわけではな

いわけでございます。しかしながら、昨年の取り締まりの状態を見てまいりますと、やはりCR S、密造拳銃のような状況から見えてまいります。と、考えられますことは、このCR S拳銃に当たるコルトあるいはスミス・アンド・ウェッソンというような密造をいたした拳銃を見てまいりますと、これがわが国に入っており、この状況は、やはり昨年あるいは一昨年ぐらいからそういうものが大体出回ってきいているという状況が出ておりました。一昨年中に、これはコルトというナンバーがついていけるけれども、どうも拳銃は本物のコルトと違うのじゃないか、どうもがたがたしているし、マークもおかしい、SWにしてもそう。そういうものが一、二年先になつて出て、私ども非常に妙な拳銃だ、あるいは国内で密造されておるのではないだろうかというところも考えておったわけですが、そういうものが、昨年から非常に手に入れやすくなってまいりますと、たくさん出てまいりまして、結局、これは国内でも生産しておるものであるならば、その密造工場をたきつぶさなければならぬというところで捜査もいたしておりましたが、それがたまたま外国から、フィリピンから密輸入をしてきておるといことがはつきりしてまいりました。またその関係につきまして警察庁からもフィリピンに係官が参りまして、現地の事情も見てまいりましたけれども、やはりそういうものが日本に入ってきたものは、ほんとうにここの一、二年が一番そういうものがふえてきておるのであるということから、私も努力しておりましたけれども、非常にそういうものが入ってくるようになったのは、やはりここ一、二年ではないか、こういうような見方を私もいたしておるわけでございます。決して取り締まりの手を抜いておったのでそういうような件数がいままで少なく、それから急にふえたのだということではないのだと、かように考えておるわけでございます。

○加瀬完君 この銃砲刀剣関係の取締法というのは、今度初めて出たわけではないですね。いままでも何回か出されておりました、何回か出されて、いつもこれは問題になっておるところです。いままで出されたときに、その当時は密輸入に対する制限をしなければならぬという内容は含まれておらなかったわけですね。あまり話題にも出ておらなかったと思うのです。しかし、考えてみれば、こういう暴力団が使用する凶器といったようなものに、うんと制限を加えてくれば、外から持ち込んでくるということも考えられてくるわけでございます。警察当局としては、この前の、やはり同趣旨の現行法を出すときでも、一応外から入ってくるというものを警戒するというものはあったと思うのです。それを別に法文の中に入れたなくてもよろしいだろうということは、一応密輸入などというものは、相当防げるという考え方があり、あたったのではないですかね。それが、御説明によれば、最近になってたくさん入ってきておるといことは、一体どういう方法で持ち込まれたのか、さつき航空機とか船舶とか、いろいろお話がございましたけれども、それだつて現行法で防げないわけじゃないですかね。ただ、密輸入禁止の条文だけを中に入れて、今後基本的に防衛ができるかということになりますと、その辺はどうなんでしょうか、いまでもできるはずのものもぐらっているのに、ただ法律の条文だけを新しく入れただけで、はたして密輸入ビートルというものは防げるかということについて、どうも私も安心ができませんが、その間の事情はどうですか。

○政府委員(大津英男君) 銃砲刀剣のこの法律は、一番最近に、今回の前に提出されましたのが昭和三十七年でございます。これはオリンピックの射撃用の拳銃を入れることを認めなければならぬというようにすることが趣旨でございまして、そういうための改正。それからそれ以前は、昭和三十三年の改正で、これは国際競技の選手が日本で、国際競技に参加するために、アジア大会のときだったと思いますが、そういうことで入ってくるもののためにそういう改正をしなければならな

かったというようにございまして、さらに、その以前におきましては、飛び出しナイフの規制をやっていくということで、昭和三十年に行なわれておるといように、改正をしばしばやっておるわけでございますが、いままでは密輸入そのものをこの法律の改正によって重く罰するという改正は一度も出ておらないのでございしますが、基本的な態度としては、いままでは検挙件数その他から申しまして非常に少なかったような事情もございしますが、とにかく不法所持ということ、これをやっていくことで済ましてきておった。しかし、最近の状況を見てまいりますと、こういう検挙状況から見ましても、もつときびしくこれを取り締まるための対策を必要とするのであるということから今回のような体制にしていこうになつてまいりました。こういうようなことでございまして、密輸そのものを取り締まることはいままでも努力をいたしておりますけれども、法律の改正としてお願いすることになりましたのは、今回が初めてである、こういうことでございします。

○加瀬完君 それは私も知っています。ですから、この前のときにいまのような必要感を感じないで、いわゆる水ぎわで遮断するという方法をとらなくても済むであろうというように程度であつたものが、今回はこのように密輸入状況から判断をして輸入制限をきびしくしなければならぬという内容にするとおっしゃるのですが、二、三年前にはその必要がなかったということ、こういう法律をつくらなくてもそういう心配がない、あるいは途中でそういう被害からは遮断をできるといふお考えがあつたからではないか。ビートルが外から入ってくるのは水ぎわで防げるのだという御自信があつたから、特にいまのような内容を入れなかつたのではないか。それが、御説明のように、たくさん入ってきてしまった。入ってきてしまったというところは、一つには水ぎわで防げるはずのものが防げなかつたということになるわけですね。その状況は、さきの御説明だけではまだ私は十分に了承できない。いまだって防げる

はずのものが防げなかったというのはどういふことなのかというところが一つ。今度水ぎわで防げるというのをきめたところで、はたしてそれが防げるかどうか、そういう心配があるのですけれどもね。この取り締まりの方法というものが、密輸入ビストルに対する取り締まりの方法というものがどうも手ばかりがあるように、歯にきぬ着せず申せば、私には感じられてならないのですけれどもね。どういふ取り締まりをいままでもおやりになつておつたのですか。これからまた、この法律ができたその取り締まりはどうかという点に変わりますか。そして、こういう点でもう心配はないんだという保障はどこに求めるのですか。

○政府委員(大津英男君) やはり、いままでは戦前からあつた拳銃が相当国内のものが出回つておるといふようなこと、そういうようなものが、おんだん取り締まりがきびしくなつてきたために、そういう給源が枯渇をしてきたというようにも、やはり拳銃の輸入をどうしていかなくれば彼らの手に入らないという状況があらわれてきたのが一つの原因ではないかと思つておるわけでございます。と同時に、外国製の拳銃の比率というものがいままではわりあい低かつたというふうな状況におきまして、国内の拳銃の不法所持を、いまままでのような条文、法律の体系において取り締まつていくということに、相当やつていけるというふうな自信を持つておつたわけでございます。最近の状況を見てみますと、不法所持で押収しますもののが大半が外国製のものになつてきているというふうな状況から見まして、やはりこういう輸入禁止の措置をお願いしていくといふことにせざるを得ない、こういうことになつてきているわけでございます。

○加瀬完君 わかりませんね。ただいままでもどんな取り締まりをおやりになつておつたか。改正になるという取り締まりに変わるのか。そこで一体それを密輸入ビストルなんというものは、今後こういうわけでなくなるのだという保障はどういふ点にあるのか、そういう点明らかにしてもいい

たいと思うのです。

○政府委員(大津英男君) いままでも相当努力をいたしてはいるわけでございます。現に、法律が改正にならなくても、現在のところ昨年の上半期だけで四十三件二百六十五丁のビストルを押収しているといふことでもございまして、こういう状況は、まだまだ日本の国内に拳銃が入つてくるといふ状況を私ども考へて対処していかなければならないと考へて、今回のような罰則強化の体制をお願いしているというわけでございます。同時に、やはりこういうものを根本的にやめていくためには、麻薬取締法とかあるいは覚せい剤取締法の段階の輸入とかそういうようなものを独立罪として取り上げてやつていくという体制をとるのが必要ではないか、こういうことでもお願いをしておるわけでございます。と同時に、取り締まりをいたしましては、やはり各府県に、拳銃の不法所持につきましても捜査をするために、拳銃捜査の特別捜査班のようなものを置いてやつていくとか、こういうことをしなければいけません。一斉取り締まりで、ただ出たものをさつとやるというふうなことで、ただでは、こういうものを今後とも完全に取り締まつていくことがむずかしいのではないかと考へますので、今後におきましては、大府県だけではなく、全国的にできるだけ拳銃の捜査につきましても、専門の特別捜査班のようなものをつくつてやつていくというふうな体制を強化していかなければならぬというふうな考へ、かように考へております。

○加瀬完君 あなたの局で銃砲刀剣、特に拳銃の取り締まりといふことだけ考へれば、こういうことも要当ではないとは言われないわけですね。しかし、たとへば暴力団なら暴力団といふものに限りてみても、むしろその資金源は拳銃でなくて麻薬といふことが大きく浮かんでくる。麻薬の取り締まりといふものは非常に重要な要素としてい

も少ない、拳銃を取り締まる取締官も少ない。結局、法律をつくつたところで、実質的に効果があがるだけの人員の配置なり機構の整備なりができないといふのが現状でしょう。これは局長でなくて長官に伺いたいのですが、麻薬の取り締まりといふものと拳銃の密輸入禁止といふものと、片方を重視して片方を軽視するといふようなお答えは当然できないし、そういう質問も出したくはございませんけれども、二つ並べたときに、どっちに重点をお置きななさうとおいでになりますか。

○政府委員(江口俊男君) 結論から申し上げます。麻薬につきましても、拳銃につきましても、どちらを重く他の側を軽くという考へはございせん。二つとも暴力団撲滅の手段としては、私、甲乙のない問題だと思つて、両方とも力を入れていかなければならぬと、こう考へます。ただ、麻薬のほうが一足先に問題になつたものですが、人員につきましても、特に麻薬専従員というふうなことで、五百名プラス・アルファというふうな数字が、全国的に人員の増としてですでにとられておる方策でございまして、したがって、その結果として、実は昨年は一昨年よりも量は多うございまして、その件数といふものは非常に少なくなつたといふことは、私はそのために麻薬が非常に減つていゝと申しませんが、また、取り締まりの先をめぐつて行なわれている面がたかさんあると思つて、非常にむづかしいなつていゝという状況でございまして、さらに麻薬については、知恵を働かして得ましたところの増員及び予算等を活用して力を入れていきたいと思つておるが、同時に、この銃砲刀剣といふものは、その拳銃につきましても、るる保安局長から説明いたしておりますように、従来も力を入れておつたけれども、どうも最近の事情にかんがみると、そこから入るものが多くなつた、これを撲滅するにはどうすればいいかといふことにはいろいろございまして、法律ができたからすぐ密輸

がとまる保証があるかとおっしゃれば、正直に言つて、すぐ全滅するといふような保証は私は言うことはできません、そうお感じをいたしたくというわけにはいかぬと思つておるけれども、いずれにしても、法律をどういふふうな改正するといふことの趣旨は、まかり間違つて密輸があれば従来以上に処罰されるぞ——まあ、大体麻薬と並んだ重さに考へておられますから、それに劣らないような罰則をほんとするはつたのでございまして、けれども、武器等製造法等との関係がありまして、麻薬まではまだいきません。いきませんが、とにかいまままでのような法体系じゃなしに、やはり麻薬に追つかけていくような考へ方の拳銃輸入の罰則をつけた。そうすることによって、捜査そのものにももちろん励みも出てきます。そのことによつてあがる件数も多くなつておると思つて、同時に、件数がかりに同じであります。そのことによつて受けるところの処罰が加重されますので、私はその面からの効果が非常に大きいんじゃないか。そういう重いあれであるならば、その危険負担といふものも非常に重くなつておる。値段はあるいは一丁当たり高くなつておる。入つてくる数といふものは少なくなつてくる。もしも入つてつかつたらどういふふうになるというふうなことで、私は、この法律がこういふふうなできたから、この法律だけのひとり歩きで拳銃の密輸が急激に減るとは思ひませぬけれども、両々相まつて撲滅の方向にやつていけるものだと、こう考へております。

○加瀬完君 まあ、議論をこはするところではございせんが、拳銃の被害といふものと麻薬の被害といふものは、これは比較になりません。同じ暴力団が使用するといつたつて、拳銃の被害は、暴力団で撃ち合う、若干それにひつかかりの良民にも関係はありますけれども、麻薬といふことになると、これを野放しにしておけば、暴力団ではなくて、一般の国民が非常な被害を受けるわけですから、重点をはつきりさせ

て、そちらのほうに、機構も人員も、何と申しま
しょうか、十二分に力を注いでいただきたいと思
うわけですね。と申しますのは、局長が言うよう
に、去年だって現行法でもこれだけの取り締まり
はできたのだ、こう言うならば、現行法でもこう
いう取り締まりができるならば、この取り締まり
を続けていけばいいじゃないか。結局、取り締まり
がなかったということが問題なんで、取り締まり
の方法によっては、現行法だって取り締まれるわ
けです。中心は銃砲刀剣不法所持なら不法所持と
いうことに力を入れるということではよろしいじや
ないか。結局、こういうような法律をつくってて
いさだけ整えたところで、こんなにいろいろな
外国船の来る港がふえてしまつて、税関にしたと
ころで、水上警察にしたところで、機構が小さい
港に行くに完備しておらない。こういう状況で、
たとえば横浜とか神戸とかを取り締まれば、小さ
いところへ逃げて行きます、だんだんと。だか
ら、形式だけを整えたって、ほんとうの取り締ま
りということにならないのじゃないか。取り締ま
りというならむしろ――意見になつて恐縮です
が、こういうものを必要としないような社会状態
をどうしてつくるかということに中心が置かれな
ければならぬと思うわけです。しかし、それは
いづれこまかく伺います。

それからその次に、この説明書を拝見いたし
ますと、十二ページの中ごろから少し終わりにか
けて、「その三」というのがありまして、「オリン
ピック大会等の国際競技に参加するため入国する
外国人が、所持の許可を受けた銃等輸入する
場合」というのがありますけれども、オリン
ピックはもう将来やらないわけでしょう。ですが
ら、今後オリンピック等の国際競技に準ずるとい
うのは、どういう競技会をさしますか。

○政府委員(江口俊男君) まあ、法律的に準ずる
のはどこまでという規定はむづかしいと思
います。たとえて言えば、アジア大会、これも
過去においてありましたけれども、こういうもの
がある。あるいは近代五種、これは拳銃を使いま

すが、近代五種の世界選手権大会というのは、こ
れは毎年ですか一年置きに、各地持ち回つて
やっているようにございますから、こういうもの
が日本であった場合とか、あるいは世界射撃選手
権大会というの、これも持ち回りであるようにで
ございます。こういう、世界的に公認されている
と言つてはおかしいのですけれども、だれが見て
も、オリンピック大会ほどじゃなくても、それに
準じてよからうというものを考えているわ
けでございます。

○加瀬完君 それから、さつき林委員のほうから
問題が出ました「二十日以内」と明示した条項が
新しく設けられますね、相続の場合ですか。これ
はほかの文化財の移動等届け出等の場合を考慮し
て「二十日以内」ということですけれども、林委員
の御指摘になりました相続の場合は、他のたとえ
ば財産権の届け出というのは二十日以内じゃあり
ませんね。山林をどう相続させるとか、家屋をだ
れに譲渡するとか、田畑はどうするとかという処
理に相続の場合はかかってしまふわけですか。そう
すると、蔵の中に寝ている火なわ銃とか、そうい
うものを二十日以内に届け出るか、届け出ないか
というところは、さして重要でもない。相続者に
とっては財産的に考えれば重いものじゃありません
からね。やはり重いものを先にしますから、二
十日以内ということには、なかなか相続の場合、私
は適當な日数ということにならないとおそれがある
と思うのですよ。こういう点は御検討なさつたの
ですか。他の相続手続の期間というものと比べ
て、二十日以内がどうだ、そういう御比較はな
されたのですか。局長でけっこうですよ。

○政府委員(江口俊男君) 先ほど局長からこの点
お答えしました、私から、わかりやうと言つちや
なんです。考えを簡単に申し上げますと、これ
は現在の十七条の文字の上の改正でございます。
新しい条文、下のほうをお読みいただくとわかり
ますように、「すみやかに」というのが「二十日以
内」というのになつておられますのは、「すみやか
に」というのがどれくらいであるか、私たちは二

十日よりももっと短かい期間を実は考えているわ
けでございますけれども、人によっては、相続な
んかの場合は半年だつて実はすみやかだつたのだ
ということにもなりましようし、この点は争いを
なくするという意味で、ほかの文化財と同じよう
に二十日以内にしたというのが一つであります。
同時に、ただいまのような御懸念がありますので
、相続については特に現行法で「刀剣類を譲り
受け、若しくは相続し」とあるところを、「若しく
は」以下を、「相続により取得し」ということばに
変えたのはそういう意味でございます。抽象的に
権利としては相続をしとたじやないかというこ
とをわきから言われるような状態にはなつても
本人が登録を受けた銃砲刀剣類であるというよう
な認識のもとに、これを自分のものとしてしっか
り――しっかりと――言つちやおかしいんですが、
はつきりとした時期から二十日間と、こういう
ふうな考えますので、あの蔵の中のは長男だ、第
二の蔵は次男だというふうに分けましても、その
蔵の中にこういうものがあつて、これは登録され
ておる銃砲刀剣だということを認識して届け出て
もらうのはそれから二十日ということですから、
そうこのために罪人をたくさんつくっていくとい
うことじゃなしに、むしろこまめではいいんです
ぞというふうな形になるのだと私は考えます。

○加瀬完君 その点はわかりました。
そこで、銃砲刀剣として、銃砲が実用に供せ
られるようなものであれば、これは治安取り締ま
りの対象になるわけですから、二十日以内でも早
く届け出てくれなければ困る問題ですわね。しか
し、さつき御指摘になりましたように、火なわ銃
は、この御説明の文章によれば、実用に供される
ことがないことを確認されたものでこの登録の対象
に加えて、一般の所持を認めるといったような取
り締まり対象だけをやっておつてもなかなかめん
どうなもの、取り締まり対象以外のものまでも
この中に従来含めてきたんだけれども、法改正を
するならば、こういうものははずしてしまつたらど
うです。なぜはずせなかつたか。実際銃砲として

の使用価値のないもので取り締まり対象として
届け出をさせるという必要はないじゃないです
か。これは文化財のほうにまかせるとか、他の便
利な法律の中へ移すとかして、取り締まりの中か
らこういういわゆる銃砲の用に供し得ないような
ものをはずしてしまつたつて一向差しつかえない
でしょう。そのほうが取り締まり法からいって
的確じゃないですか。相変わらずこれを残して
おくというのは、前の委員の御指摘のように、私
もふに落ちない。そのなぜ残したかということだ
け言つてください。

○政府委員(大津英男君) 実用に現在供せられて
おらない、また将来もおそらく供せられることは
ないと思つたのでございまして、使おうと思
えば使えるわけですから、そういう意味ではやはりこの
銃砲としての取り扱い、規制をしていかなければ
、全然危険がなくなつてしまつたと断定するこ
とは私もちよつと言えない。そういう意味にお
きまして、文化財保護委員会に取り扱いにまかせ
ていく、文化財保護法の中にこれを全然移してし
まう、こういうような行き方ももちろんあると思
いますし、そういうことも検討はいたしてよろ
ろしいと思ひますけれども、やはり、いままでの
火なわ銃そのものをそういう取り扱いをしてきた
というふうなことから、むしろそういう登録をし
ていくことは、この法律の中で取り上げておると
いう意味で、文化財保護法で措置するところをこ
の法律の中で取り扱つておるといふことでござい
まして、同じ銃砲刀剣類の取締法でございすけ
れども、重点はむしろそういう登録面のことのは
うにあるというふうな考え方のほうが若干強いと
いうふうにお考えになつていただいてもいいん
じゃないかと思ひます。

○加瀬完君 この説明はそうじゃない。あなた
のよう説明は書いてない。
○政府委員(大津英男君) ただ申し上げますの
は、いまお話が出ましたのはそういう火なわ銃の
ようなものでございまして、同時に、登録刀剣と
いうものがあるわけでございます。登録の刀剣と

いうものは、これはすでに八十何万本ですが、そういう登録を受けた刀剣があるわけでございますが、こういうものが、実際に暴力団の手入れをいたしまして、凶器の押収というようなことで出てまいりました場合に、登録証がついていない刀剣があるけれども、これは実は登録があるのだというようなことを言われたり、あるいは所持の移動があったにもかかわらず登録の移動、そういう届け出をしていない。そういうものがいままでもそういう暴力団の手入れの際にも出てくるというようなことから、この際はつきりこういうものにつきましても、登録刀剣というものを主にしまして、この法律の改正をお願いしているわけでございますが、たまたま銃砲刀剣類ということになっておりますので、火なわ銃のようなものまでお考えになり、指摘をしておられるのでございますから、改正の主たるねらいは刀剣類ということにあるわけでございます。

○加瀬完君 御説明中恐縮ですが、私の質問がはつきりしなかつたようでございますから……私が伺ひしておりますのは、先ほど松本委員、林委員が御指摘のように、この私たちのために配布をしてくださいました国家公安委員会から出された「銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案」についての資料の十二ページの第五、「火なわ式銃砲以外の古式銃砲を登録の対象とするための第十四条第一項の改正であります。」という説明の中に、この「火なわ式銃砲のみを登録の対象としています」云々とありまして、「これらの銃砲は実用に供されることがないので、今回登録の対象に加え、一般に所持を認めることとし、史料として保存活用を図ることとしたのであります。」こうありまして、この対象になつておりますのは、あなた方が御認定しておりますように、これらは実用に供されることがなく、ただ史料として保存活用するために登録するといふのです。そういうものを銃砲取り締まりの対象として登録する必要はないじゃないですか。これを入れたのはどういうわけだ……あ

なた方自身が、これはもうあなたは使うときもあると言つたけれども、使うことがないといふ書いてあるじゃないか。火なわ銃といつたって、火なわ銃に合うようなたまたまなかりません。また、火なわ銃をさがしてもなかなか見つかりません。そんなことで人を殺したり、人を殺傷しようなんて考える者はありませんよ、火なわ銃を使つて。それはあなたの方御説明のとおり、実用に供されない、骨とう品だと御認定をなさるならば、その御認定するものは銃砲刀剣の取り締まりの対象からはずしたつていいじゃないですか。これをわざわざお入れになつていられるのはどういうわけですか。

○政府委員（大津英男君） これは火なわ式銃砲を従来からこういう取り扱ひをしてきています。一般にそれ以外の古式銃砲を火なわ式銃砲と同じような登録銃にしてみたい、こういうような実際の美術関係の方、銃砲についての知識のある人々、いろいろな方々からの陳情等もありまして、こういう取り扱ひをすることが至当ではないか、こういうことで改正をいたしましたわけでございます。

○松本賢一君 これです。さっきも言ったのだけれども、美術的な価値があるとか、骨とう的な価値があるとかいうようなことだけなら、文化財保護委員会のほうにまかして、こういうものはこのにも、あなたの方の説明にも、実用に供されることではない」といふことも、書いてあるし、局長もさつきからおっしゃる通りに、無理に撃とうと思えば撃てぬことはないといふようなことをおっしゃつただけで、その危険の度合いは出刃ぼうちょうやさしみぼうちょうよりはるかに少ないと思うのです。そうすると、こんなものは銃砲刀剣類等の取り締まりの対象からはずしてしまふばいいと思うのです。古式の銃砲なんていうのは、さっきも私が言ったように、明治以来あつたかどうか知りませんが、明治以来の慣性の法律であるのだから、こういう改正をするときは、そういう明らかに骨とう品だといふことがわかり切つたものは、この取り締まりの法律の中か

らはずしてしまふといふような方向をとるべきじゃないかと思ひます。

○政府委員（大津英男君） 御趣旨の点はよくわかるのでございますが、ただ、現実にはこういう火なわ式銃でございまして、こういうものを何かの機会に、たまたま撃ちと申しますか、こういうようなことで使用する場合もあるわけでございます。そういう場合には、やはり被害を防止するといふようなこともやはり必要ではないか。絶対に全然使われないといふようなことではないと思ひますので、こういうような取り扱ひにいたしておるわけでございます。文化財保護委員会のほうの希望、あるいはこういうものについての史料としての研究をしておる人たちの希望といふものもございまして、こういう改正を加えたわけでございます。

○松本賢一君 長官にお尋ねしておきたいのですが、いま局長は、改正案の妥当性を強調しなければならぬからさういふふうにおっしゃらなければしょうがないのでしようけれども、これはどうですか、こういうことは、どうもわれわれの常識からいつてもちよつとおかしいと思ひます。古い法律で慣性でこんなふうにしてきていふのじゃないかと思ひます。今度さうやって、せっかくほかのものも登録の対象にして、大つぱらに持てるようにするのだというそれだけの配慮をもう一歩進めて、もう取り締まりのワクの中からはずしてしまつて、骨とう的な価値があるとかないとかいうことは、これは文化財保護委員会のほうにまかして、文化財保護委員会のほうで登録されたものは、やっぱり文化財と認められ、登録されたものは、やっぱり文化財と認められ、大事に持つてゐる者は持つてゐるのですから、捨てる者は捨てるといふたようなことに、まかししまつたほうがいいんじゃないですか。危険性は出刃ぼうちょうやなにかよりはるかに危険性が少ないのですから。○政府委員（江口俊男君） 確かにその点は御議論のあるところで、意見が分かれるのは当然だと考へます。ただ火なわ式銃砲といふものがいつから

入つておつたのか、私ちょっとわかりませんけれども、銃砲刀剣類のうちで、美術的な価値のあるものは文化財保護委員会のほうにまかせるといふ考へは、今度銃砲刀剣類のほうでも美術的な価値のあるものはまかせるといふか、これは実用にも供されるおそれがあるから、こつちのほうにも両方かけていくかという問題が分かれてくると思ひます。それで、今度の場合、その大本をかえずにこちらの美術品だと認められても、実際に銃砲刀剣類の取り締まりを要する範疇のほうに入るから、こちらのほうでも規制するといふ面のほうに美術品たるこの銃砲のほうも引きずられてきていふというのが実情でございまして、ただ火なわ式が一番右のほう、美術的のほうに位置するならば、それよりは実際に使用されている獵銃、小銃等に近けれども、しかし、実用には、——ここに実用には絶対供されないように提案理由の説明のところ書いてあるところによつて問題がありましようが、ほぼ実用には供されないであろうところの、しかも、美術的な価値のあるところの管燈打式あるいは火打石式といふところも火なわ式に準じようといふだけの考へでこれを書かないと、これを現在持つてゐる形が違法であるかあるいは適法であるかといふところについて問題がある。現行法からいへば、書かなければおそく違法だと言わざるを得ないでしよう。それよりも、骨とう的であり実用的でないところの火なわのほうですでに書かれておりますから、だから、今度の改正の場合に、こういうことを論議するとすれば、松本委員のおっしゃる通りに、火なわ式のものは、やっぱり文化財と認められ、登録されたものは、やっぱり文化財と認められ、大事に持つてゐる者は持つてゐるのですから、捨てる者は捨てるといふたようなことに、まかししまつたほうがいいんじゃないですか。危険性は出刃ぼうちょうやなにかよりはるかに危険性が少ないのですから。○政府委員（江口俊男君） 確かにその点は御議論のあるところで、意見が分かれるのは当然だと考へます。ただ火なわ式銃砲といふものがいつから

のは違いますからね。この中で十四条なら十四条の中から火なわ式銃砲とか、あるいはほかの何とか式といったようなものを取り除いてしまつて刀剣のように美術的な価値のあるものは登録をするということにすれば、もうそれでいいわけなんです。私はもうそういうふうにするべきだと思つて、私が局長が実用にならぬことはありせんというような説明をなさるけれども、そういう点では、そこらにあるナイフなんかよりも危険が少なくないものなんですから、そういう点で、もうそういうものは登録とかなんとかいうようなことは避けて、文化財産委員会の方にまかしてしまえばいいんじゃないか、そういうことなんです。ですから、それは御答弁いただかなくていいですけれども、ひとつぜひ考えていただきたいと思つたのですが……。

○加瀬完君 局長のおっしゃつておることはあとで伺うとして、長官のおっしゃつておる趣旨と私どもの質問も同じだと思つておる。銃砲刀剣等の所持の取り締まりの対象になるべきものだけを、もう限定をして、それはその観点から取り締まりをする。そういうことであるならば、先ほど松本委員も御指摘になりましたような火なわ銃砲とか、管打ち式の銃ですか、こういうものは取り締まりの当局でも実用に供されないと云つてゐるのだから、実用に供されないものは取り締まりの対象からははずしてしまつたらいいじゃないか。かりに、くだものナイフで人を殺すこともありますが、しかし、くだものナイフを凶器として扱うということにはまだないでしよう。てんびん棒でけんかして打ち殺されたということもあります。しかし、てんびん棒は凶器とはなつていない。ですから、局長の言うのは、かりにそれが使われて犯罪の原因をもたすことになるかもしれないけれども、通例そういうことは行われないうちで考え方が成り立つならば、そういう社会的通念が成り立つならば、それは取り締まりからははずしてしまつても一向差しつかえないじゃないか。

か。長官のお考えと私どもの主張していることは違つたと思つたのですがね。それで、どうしてこの法律に陳情なんか入れたかというならば、局長の御説明は御訂正していただかなければならぬ。たまには使われることもあるだろうということを入れることではないわけなんだ。そんなことではないけれども、所持の、手続のほうの関係もあつて、ここに類例的に入れておいたほうがよいし、入れていただきたいという陳情もあつたので、取り締まりの対象ということになつて入れたのだという説明をしてもらなければつじつまが合わない。しかし、まあこの問題はあとでゆつくりやります。

きょうはこのくらいにします。
○委員長(天坊裕彦君) 日本の審査はこの程度にいたします。
次回は二月十一日木曜日午前十時開会の予定でございます。

それでは、これにて散会いたします。
午前十一時四十九分散会

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、地方交付税の税率引上げに関する請願(第三八七号)(第三八八号)(第四一九号)(第四二〇号)(第四二四号)(第四二九号)(第四三三三号)(第四三六号)(第四四二二号)(第四四三三三号)(第四四四四号)(第四四五五号)(第四六七七号)(第五〇九号)

一、人、車の左側統一通行制緊急実施に関する請願(第四〇五号)(第四二五号)(第四五二二号)
一、特別区自治権確立に関する請願(第四八三三号)

第三八七号 昭和四十年一月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(三通)
請願者 北海道札幌市東区東区役所長 古

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三八八号 昭和四十年一月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二十六通)
請願者 宮崎県延岡市長 折小野良一外三十四名

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四一九号 昭和四十年一月二十二日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 福岡県田川市議会議長 一番ヶ瀬 宗夫

紹介議員 米田 正文君 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四二〇号 昭和四十年一月二十二日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)
請願者 福岡県知事 鶴崎多一外一名

紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四二四号 昭和四十年一月二十三日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 福岡県田川市長 坂田九十九

紹介議員 剣木 亨弘君 米田 正文君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四二九号 昭和四十年一月二十三日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)
請願者 北海道河内郡芽室町 柴田桑三郎

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四三五号 昭和四十年一月二十三日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 東京都北多摩郡田無町議会議長

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四三六号 昭和四十年一月二十三日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 愛媛県北条市議会議長 久岡常一

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四四二号 昭和四十年一月二十五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)
請願者 徳島県鳴門市長 谷光次外一名

紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四五三三号 昭和四十年一月二十五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 広島県山県郡加計町山県郡町村議

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四五四号 昭和四十年一月二十五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 北海道白老郡白老町 古俣繁雄

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四五五号 昭和四十年一月二十五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 岡山県御津郡建部町議会議長 善

紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四六七号 昭和四十年一月二十五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(八通)

請願者 群馬県勢多郡粕川村議会議長 木島美佐雄外十五名

紹介議員 最上 英子君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五〇九号 昭和四十年一月二十八日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(十三通)

請願者 新潟県長岡市長 田巻甲外十二名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四〇五号 昭和四十年一月二十二日受理

人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願(三通)

請願者 東京都新宿区薬王寺町四三 松本日出国外二名

紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四二五号 昭和四十年一月二十三日受理

人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区薬王寺町四三 松本はつ子外一名

紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四五二号 昭和四十年一月二十五日受理

人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願(十九通)

請願者 東京都三鷹市幸三六一 平松幹夫外十八名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四八三号 昭和四十年一月二十七日受理

特別区自治権確立に関する請願

請願者 東京都杉並区議会議長 森居久次

外五十一名
紹介議員 安井 謙君 岡田 宗司君 野坂 参三君 和泉 寛君

昨年七月の地方自治法等の一部を改正する法律及び十一月の地方自治法施行令等の一部を改正する政令により、東京都の各特別区に事務事業の移管・税制の改正が本年四月一日から施行されることになったが、この法律及び政令の内容では住民自治の本旨に基づいた地方自治権の確保はきわめて不十分であるから、さらに法律を改正し、左記事項の実現を図らねばならぬとの請願。

一、特別区を特別市とし基礎的の地方公共団体としての性格を付与すること。
二、特別区の区長は住民の直接選挙とすること。
三、特別区の財政上の権限を確立すること。

理由

一、憲法や地方自治法の精神をふみにじり、特別区を行政区にしようとする傾向に対し、東京都二十三区議会是一体となり、区理事者や住民とともに調査研究の結果、首都行政制度の構想(一)、特別区を特別市とすること。二、事務事業を大幅に移譲すること。三、区長は住民の公選とすること。四、財政権を確立すること。をまとめ、昭和三十六年以来これが実現に努力してきた。

二、ようやく昨年、地方自治法の一部が改正されたものの、その内容は事務事業の移譲が主たるものであり、それも政令事項が多いため、政令決定の段階において法の精神がさらにゆがめられるのではないかと懸念は、政令の発表によつてそのまま現われる結果となつた。

三、さらに法律改正では、現行の特別区民税の税目が、たばこ消費税・電気ガス税等でふえて法定化されたにすぎず、問題の多い都区財政調整は旧態依然として残り残されている。四、また、事務事業の移譲にあたつても、さらに制限を受けているし、何よりも区長の公選と財政権の確立が法定化されなかつたことに強い不満がある。

五、具体的に都から特別区に明示された事務事業移管要綱によると、都にとつてやつかいな事務が区に移譲されるという利己的・便宜的処置と受け取れるものもあり、事務事業の移管に伴う財政措置やそれに見合う定員の確保にも裏付けがなく、それを受け入れるための区の組織機構の改正、すなわち部制の導入に對しても強い介入と天下り人事を押しつける気配があり、せっかく事務事業の移管が実現し、区民の身近な仕事にとり組もうといつても、予期した区政の効果を上げることは至難である。

六、区議会は、住民に密着した区政の実現のために、首都行政制度の構想に基づき住民とともに突進する決意である。本構想の四つの骨格は、その一つが欠けても住民自治の原則にもとるものであり、事実上住民へのサービス行政の効果は期しがたい。

二月六日本委員会に左の案件を付託された。

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

市町村の合併の特例に関する法律案

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

(議会の議員の定数に関する特例)

第三条 あらたに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行なわれる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(地方自治法第二百五十四条に規定する人口)によるものとする。以下同じ。

合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に乘じて得た数(〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数をもつてその議会の議員の定数とすることができ。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法(昭和十五年法律第百号)第十五条第五項及び第七項

の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごととその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第二項の規定により定数が増加する場合において行なう選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第四項（議員の定数の増加）」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第三条第二項（編入合併の際の議員の定数の増加）」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第二条第一項の市町村の合併をいう。）の日」とする。

5 第一項又は第二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第四条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができ、この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数をこえるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これにに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。

一 あらたに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年をこえない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入し

た合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の在任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合に適用しない。

3 前条第五項の規定は、第一項の協議について準用する。

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第五条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、あらたに設置された合併市町村にあつては八十をこえず十を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十をこえない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができ、この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

一 あらたに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年をこえない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第七條の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条第二項又は第三項の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域としてあらたに置かれる農業委員会に關しては、当該合併市町村は、あらたに設置された合併市町村とみなす。

4 第三条第五項の規定は、第一項の協議について準用する。

（職員的身分取扱）

第六条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱に關しては、職員のすべてを通じて公正に処理しなければならない。

（地方税の不均一課税）

第七条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に關し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間に著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く三年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の課税をすることができ、（地方交付税の額の算定の特例）

第八条 国が地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額は、合併市町村については、当該市町村の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、同法及びこれに基づく自治省令で定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とする。

（災害復旧事業費の国庫負担等の特例）

第九条 国は、合併市町村が市町村の合併が行なわれた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に關し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行なわれなかつたものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

（都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例）

第十条 市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に關して必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行なわれた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終る日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合せて一選挙区を設けることができる。

併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とする。

（災害復旧事業費の国庫負担等の特例）

第九条 国は、合併市町村が市町村の合併が行なわれた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に關し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行なわれなかつたものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

（都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例）

第十条 市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に關して必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行なわれた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終る日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合せて一選挙区を設けることができる。

2 前項の規定により合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合せて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第七項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区の人口に比例して定めた数の合計数とする。

3 第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第

一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

(衆議院議員の選挙区に関する特例)

第十一条 衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の合併が行なわれることとなつたときは、公職選挙法第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市町村の合併が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

2 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(市町村建設計画の作成等)

第十二条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第二百五十二条の第二項の規定により、合併協議会を置き、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行なうものとする。

2 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 合併市町村の建設の基本方針

二 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 合併市町村の財政計画

3 合併協議会の会長及び委員は、地方自治法第二百五十二条の第三項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員並びに長及びその他の職員をもつて充てらる。

4 合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の第三項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

(国、都道府県等の協力等)

第十三条 国、都道府県及び公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性のすみやかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第二条 この法律(附則第四条第一項及び第二項、附則第五条第三項、附則第六条、附則第十二条並びに附則第十三条の規定を除く)は、施行の日から起算して十年を経過した時にその効力を失う。ただし、その時までに行なわれた市町村の合併については、その時以後もなおその効力を有する。

(町村合併促進法の廃止)

第三条 町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)、新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)及び市の合併の特例に関する法律(昭和三十七年法律第十八号)は、廃止する。

(町村合併促進法の廃止に伴う経過措置)

第四条 旧町村合併促進法第二条第二項の合併町村(同法第三十五条第一項の規定により同法の規定が適用される市、同法第三十六条の規定により同法の規定が準用される町村及び同法第三十七条第一項の規定により同法の規定が準用される市を含む。以下「合併町村」という。)及び旧新市町村建設促進法第二十八條第四項(同法第二十九條第七項(同法第八項において準用する場合を含む。若しくは第三十條第二項において準用し、又は同法第二十九條の二第二項において適用する場合を含む。以下同じ。))の規定の適用を受けた市町村(以下「旧町村合併促進法適用新市町村」という。)で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第十一条の六、第十九條若しくは第二十条の規定の適用若しくは準用を受け、又はこれらの規定の例によつてゐるものに係るこれらの規定による一部

事務組合等に関する特例、水産業協同組合の特例又は農地法の特例に関しては、なお従前の例による。

2 旧新市町村建設促進法第二十七條第十二項の規定の適用を受けた市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第二十条の規定の準用を受けてゐるものに係る当該規定による農地法の特例に関しては、なお従前の例による。

3 合併町村、旧町村合併促進法第三十四条の規定の適用を受けた市町村及び旧町村合併促進法適用新市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第二十条の二の規定の適用若しくは準用を受け、又はその例によることとなつてゐるものに係る当該規定による国の財政援助の特例に関しては、昭和四十一年六月二十九日までの間に生じた災害その他の事由に対するものに限り、なお従前の例による。

4 昭和三十六年一月一日以後に旧町村合併促進法適用新市町村となつた市町村に係る旧町村合併促進法第二十条の二の規定による国の財政援助の特例に関しては、前項の規定にかかわらず、旧町村合併促進法適用新市町村となつた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対するものに限り、なお従前の例による。

(新市町村建設促進法の廃止に伴う経過措置)

第五条 旧新市町村建設促進法第二条第一項の新市町村(同法第二十八條第五項(同法第二十九條第七項(同法第八項において準用する場合を含む。))において準用し、又は同法第二十九條の二第二項において適用する場合を含む。以下同じ。))、第三十條又は第三十條の二の規定により同法の規定が適用される市町村を含む。以下「新市町村」という。)で、この法律の施行の日の前日において、なお旧新市町村建設促進法第十二條又は第二十三條及び附則第六項(同法附則第七項において読み替へて適用する場合を含む。

む。以下同じ。))の適用を受けてゐるものに係るこれらの規定による地方税法の特例又は地方交付税法の特例に関しては、昭和四十一年度までの年度に限り、なお従前の例による。

2 新市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧新市町村建設促進法第二十四條又は第二十五條の規定の適用があることとなつてゐるものに係るこれらの規定(同法第二十五條第三項から第六項(同法第八項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定を除く)による国有財産特別措置法の特例又は国有林野法の特例に関しては、昭和四十一年六月二十九日までの間に限り、なお従前の例による。

3 新市町村で、この法律の施行の日の前日までに旧新市町村建設促進法第二十五條第一項の規定により国有林野の売払いを受けた、若しくは同法第八項の規定の適用を受けたもの又は前項の規定により従前の例により国有林野の売払いを受けたもの及び合併町村又は旧町村合併促進法第三十四条(同法第三十七條第五項において準用する場合を含む)の規定の適用を受けた市町村で、旧新市町村建設促進法による改正前の町村合併促進法第十七條第一項の規定により国有林野の売払いを受けたものに係る旧新市町村建設促進法第二十五條第三項から第六項まで(同法附則第八項において適用する場合を含む)の規定による国有林野の経営の承認等に関しては、なお従前の例による。

4 昭和三十七年四月一日以後に旧新市町村建設促進法第二十八條第五項の規定の適用を受けた新市町村の昭和四十二年度分以降の地方交付税の算定に関しては、当該市町村が新市町村となつた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、同法による改正前の町村合併促進法第十五條の規定の例による。

(市の合併の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第六条 旧市の合併の特例に関する法律の適用又は準用を受けた市町村に係る同法第三条(同法

附則第五項において準用する場合を含む。の規定による特例に関しては、なお従前の例による。

（議会の議員の定数の特例に関する経過措置）
第七條 市町村で、この法律の施行の日から当該市町村の議会の議員の一般選挙が行なわれるまでの間において、他の市町村の区域の全部又は一部を編入する市町村の合併をはじめて行なうとするものが、この法律の施行の日前最近に行なわれた当該市町村の議会の議員の一般選挙の日からこの法律の施行の日前までに他の市町村の区域の全部の編入（当該編入に際し、附則第十條の規定による改正前の新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）第二十四條、附則第十二條の規定による改正前の工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）第十三條若しくは旧市の合併の特例に関する法律附則第五項において準用する同法第三條の規定によりその例によることとされる旧町村合併促進法第九條第一項若しくは第二項の規定を適用し、又は地方自治法第九十一條第四項の規定に基づきその議会の議員の定数を増加した場合の編入を除く。以下「旧編入」という。）を行なつた市町村であるときは、当該市町村の合併の際に限り、地方自治法第九十一條の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る区域ごとに、当該編入される区域及び旧編入に係る区域の人口を当該編入をする合併関係市町村の人口から旧編入に係る区域の人口を差し引いた人口で除して得た数を旧定数に乗じて得た数（〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る

区域においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数をもつてその議会の議員の定数とすることができ、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 前項の規定は、第三條第二項又は第四條第一項（第二号に関する部分に限る。）の協議が成立した場合に適用しない。

3 第三條第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「編入された合併関係市町村」とにその編入された区域により」とあるのは「編入された合併関係市町村の編入された区域及び附則第七條第一項にいう旧編入に係る区域」とにそれらの区域により」と、「編入された合併関係市町村」とに前項の規定により」とあるのは「編入された合併関係市町村及び附則第七條第一項にいう旧編入に係る区域」とに同項の規定により」と、同条第四項中「市町村の合併の特例に関する法律第三條第二項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律附則第七條第一項」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「附則第七條第一項」と読み替へるものとする。

（自治省設置法の一部改正）

第八條 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三條の二を削り、第二十三條の三から第二十三條の六までを一条ずつ繰り上げる。

附則第六項中「第二十三條の六」を「第二十三條の五」に改める。

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）
第九條 地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号中「基いて」の下に「昭和四十一年三月三十一日までに」を加える。

（新産業都市建設促進法の一部改正）

第十條 新産業都市建設促進法の一部を次のように改正する。

第二十四條及び第二十五條を削り、第二十六條を第二十四條とする。

（新産業都市建設促進法の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 この法律の施行の日前までに前条の規定による改正前の新産業都市建設促進法第二十四條及び第二十五條の規定の適用を受けた市町村に係るこれらの規定による特例に関しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに行なわれる新産業都市建設促進法第二十三條の市町村合併については、前条の規定による改正前の同法第二十四條及び第二十五條の規定の例による。この場合においては、当該市町村合併については、この法律は適用しない。

（工業整備特別地域整備促進法の一部改正）

第十二條 工業整備特別地域整備促進法の一部を次のように改正する。

第十三條及び第十四條を削り、第十五條を第十三條とする。

（工業整備特別地域整備促進法の一部改正に伴う経過措置）

第十三條 この法律の施行の日前までに前条の規定による改正前の工業整備特別地域整備促進法第十三條及び第十四條の規定の適用を受けた市町村に係るこれらの規定による特例に関しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに行なわれる工業整備特別地域整備促進法第十二條の市町村合併については、前条の規定による改正前の同法第十三條及び第十四條の規定の例による。この場合においては、当該市町村合併については、この法律は適用しない。

○第二号中正誤

ページ	行	誤	正
一	三	斎藤昇	斎藤昇君
二	四	これは	これに
三	三	特利	特別
四	三	の他一般そ	その他一般
五	四	えれに	これに
六	二	四件	四点
七	三	拳銃	拳銃
八	二	後刻	後日
九	一	登録証	登録証
一〇	四	銃役	懲役
一一	七	三万以下	三万円以下
一二	八	暴力行然	暴力行為
一三	八	拳銃	拳銃
一四	六	三。	三、
一五	三	おるといいう	おるといいう
一六	二	ないという	ない
一七	三	引き換え	引きかえ
一八	九	おった	おった
一九	四	達制	達成

昭和四十年二月十三日印刷

昭和四十年二月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局